



県章

三重県公報

平成3年12月20日 金曜日 第305号

目次

規則

- 林業等振興資金融通暫定措置法施行規則の一部を改正する規則 (林政課) 2

告示

- 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに療養取扱機関の申出の受理 (保険課) 7
 - 公益法人の設立許可 (医務環境課) 7
 - 土地配分計画の作成 (農政課) 7
 - 共済契約の締結の申込み等についての同意が要件に適合している旨 (漁政課) 8
 - 共済契約の締結の申込み等についての同意を求めるための届出及びその関係調書の縦覧 (同) 8
 - 同伴 (同) 9
 - 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 (道路維持課) 9
 - 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (同) 13
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧 (砂防課) 14
 - 都市計画の決定並びに変更及びその関係図書の縦覧 (都市計画課) 18
 - 都市計画の変更及びその関係図書の縦覧 (同) 18
 - 同伴 (同) 19
 - 都市計画事業の変更認可 (下水道課) 19
- 海調委告示
- 三重県海域におけるいるかの採捕についての指示 (三重海区漁業調整委員会) 20

公告

- 三重県公営企業の業務状況の公表 (財政課) 30
- 平成3年第2回三重県財政状況の公表 (同) 45

課長 田中
 課長補佐 田中
 主幹 井上
 主査 田中
 係長 田中
 係長 田中
 係長 田中

- 三重県病院事業の業務の状況の公表 (県立病院課) 45
- 土地改良区の解散の認可 (耕地課) 48
- 土地改良事業を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧 (同) 48
- 変更換地計画認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧 (同) 48
- 換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧 (農村整備課) 49

規則

林業等振興資金融通暫定措置法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月二十日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県規則第四十五号

林業等振興資金融通暫定措置法施行規則の一部を改正する規則

林業等振興資金融通暫定措置法施行規則(昭和五十五年三重県規則第四号)

の一部を次のように改正する。

別表中第四号の項を第五号の項とし、第三号の項の次に次のように加える。

四 林業等振興資金融通暫定措置法施行規則 第四号	<p>合併又はこれに類似する行為(以下「合併」という)は、前項第三号の項の次に次のように加える。</p> <p>イ 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>ロ 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>ハ 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>ニ 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>ヘ 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>ホ 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>ヘ 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>ト 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>チ 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>リ 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>ル 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>レ 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>ロ 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>リ 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>ル 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>レ 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>ロ 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>リ 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>ル 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>レ 合併する各事業体は、合併の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>利息</p> <p>短期貸付金 年五・四%</p> <p>長期貸付金 年五・七%</p> <p>貸付限度額</p> <p>短期貸付金 一年以内</p> <p>長期貸付金 三年以上五年以内</p> <p>貸付限度額</p> <p>(一億円)</p>
--------------------------------	--	--

第五号の項を次のようにし、その次に次のように加える。その4

合理化計画書 林業事業体体質強化促進資金関係

1 事業の経営の現状

(1) 団体の名称等

ふりがな	
事務所所在地	
代表者氏名	
設立年月日	年 月 日
資本の額又は出資の種類	千 円
組合又は団体の構成員数	名
役員	
その他職員組織機構等	
主 な 事 業	
備 考	

注 構成員名簿を添付すること。

(2) 共同事業の現況

ア 共同素材生産量

区分	年度	年度	年度	年度	計 (平均)
共同素材生産量	m	n	m		m'
実施	国有林				
先別	公有林				
内訳	私有林				

イ 木材取取量

事項	年度		年度		年度		年度		平 均	
	国産材	外材	計	国産材	外材	計	国産材	外材	計	
木材取取量										
国産材比率										

注 3箇年の実績を記入

3) 合併に伴う体質強化を行うのに必要な資金

区 分	必要額	算 出 根 拠
退職金	千円	
素材生産事業に係る負債額		
計		

(4) 財務状況

最近3箇年の貸借対照表及び損益計算書

2 事業の合理化を図るためにとるべき措置

(1) 事業合理化推進の基本的方向

(2) 事業計画

年度等	計画内容		備 考
	共同素材生産計画量		
	数 量 m	伸 び 率 %	
現 況			
第 1 年 度			
第 2 年 度			
第 3 年 度			
第 4 年 度			
第 5 年 度			
	平均伸び率：%		

3 資金計画

(1) 共同素材生産量に必要な資金

年 度	資金調達先別金額						所要資金額算出基礎			
	国産材産業振興資金		その他金融機関資金	自己資金	その他	合計	計 画 事 業 量 A	単 位 当 たり 事 業 量 B	年 間 資 金 回 転 数 C	所 要 資 金 額 $A \times B + C = D$
	短期資金	長期資金								
第1年度 (年度)	千円	千円	千円	千円	千円	m/年	m/年	回/年	千円	
第2年度 (年度)										
第3年度 (年度)										
第4年度 (年度)										
第5年度 (年度)										

(2) 体質強化に必要な資金

年 度	資金調達先別金額					返済計画		
	国産材産業振興資金		その他金融機関資金	自己資金	その他	合 計	国産材産業振興資金	
	短期資金	長期資金					短期資金	長期資金
第1年度 (年度)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第2年度 (年度)								
第3年度 (年度)								
第4年度 (年度)								
第5年度 (年度)								

付表-1 共同素材生産内訳表

(単位：m)

区分	年度				
	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
国 有 林					
公 有 林					
私 有 林					
計					

付表-2 共同生産材販売計画

(単位：m)

区 分	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
予 定 又 は 確 定 団 体 内 消 費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
市 場 組 所 製 材 材 料	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
未 定					
計					

採入の進捗

乾燥材 供給促進 資金	計	()	()	()	()	()	()	()	()
	短期資金								
	長期資金								

を

乾燥材 供給促進 資金	計	()	()	()	()	()	()	()	()
	短期資金								
林業 身体強 化促進 資金	計	()	()	()	()	()	()	()	()
	短期資金								
	長期資金								

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 615 号

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 43 条ノ 3 第 1 項の規定により、次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 19 2 号）第 37 条第 3 項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があったものとみなした。

平成 3 年 12 月 20 日

三重県知事 田 川 亮 三

名 称	所 在 地	指定及び申出 受理年月日
やまだ胃腸科内 科	員弁郡東員町大字中上 278-1	3.12.1
野 北 医 院	四日市市大谷台 1-158	3.12.1
H・T クリニック	四日市市安島 1-2-25 HT 2 ビル 4 階	3.12.1
井 田 川 病 院	鈴鹿市中富田町字中谷 518	3.12.1
ふなだ外科内科 クリニック	松阪市上川町 2279-1	3.12.1
橋本 歯科 医 院	伊勢市本町 14-14	3.11.10
マツバラ 薬 局	四日市市松原町 16-10	3.12.1

三重県告示第 616 号

民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により、公益法人の設立を次のとおり許可した。

平成 3 年 12 月 20 日

三重県知事 田 川 亮 三

- 許可年月日
平成 3 年 12 月 13 日
- 法人の名称
財団法人 公人の丘墓地
- 主たる事務所の所在地
三重県阿山郡伊賀町大字川東 555 番地

三重県告示第 617 号

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 62 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり

土地配分計画を作成した。

平成 3 年 12 月 20 日

三重県知事 田 川 亮 三

地区名	所 在	団 体	
		予定売渡口数 (口)	予定売渡面積 (㎡)
御 浜	南牟婁郡御浜町大字上市木	1	4.927

三重県告示第 618 号

次の発起人からの届出に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条の 2 第 3 項に規定する共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定に基づく同条第 1 項に規定する要件に適合しているものと認める。

平成 3 年 12 月 20 日

三重県知事 田 川 亮 三

区 域	区 分	発 起 人	
		住 所	氏 名
若 松 区 域 (鈴鹿市漁業協 同組合のうち若 松の地区)	第 2 号 漁 業 (底びき網漁業及び 竜漁業)	鈴鹿市白子町	鈴鹿市漁業協同 組合
		鈴鹿市若松東	田 中 寅 藏
		鈴鹿市若松東	浜 西 貢

三重県告示第 619 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条の 2 第 2 項に規定する漁獲共済に係る共済契約の締結の申込み又は規約の設定について同意を求めため、発起人から次のとおり届出があった。

なお、この届出に係る漁業者調書は、当該区域の属する漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

平成 3 年 12 月 20 日

三重県知事 田 川 亮 三

区 域	区 分	発 起 人	
		住 所	氏 名
香 良 洲 区 域 (香良洲漁業協 同組合の地区)	第 2 号 漁 業 (小型底びき網漁 業)	一志郡香良洲町	香良洲漁業協同 組合 藤 川 清 則 土 性 郁 夫

三重県告示第 620 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条の 2 第 3 項に規定する漁獲共済に係る共済契約の締結の申込み又は規約の設定について同意を求めため、発起人から次のとおり届出があった。

なお、この届出に係る漁業者調書は、当該区域の属する漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

平成 3 年 12 月 20 日

三重県知事 田 川 亮 三

区 域	区 分	発 起 人	
		住 所	氏 名
香 良 洲 区 域 (香良洲漁業協 同組合の地区)	第 3 号 漁 業 機船船びき網漁業 (合計総トン数 10 ト ン以上 20 トン未満の 漁船によるものをい う。)	一志郡香良洲町	香良洲漁業協同 組合 岡 本 茂 夫 佐 藤 重 雄
		"	"
磯 津 区 域 (磯津漁業協同 組合の地区)	第 3 号 漁 業 機船船びき網漁業 (合計総トン数 20 ト ン以上 40 トン未満の 漁船によるものをい う。)	四日市市大字塩浜	磯津漁業協同組 合 谷 口 忠 幸 石 田 正 一
		" 3116-3	"

三重県告示第 621 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 3 年 12 月 20 日

三重県知事 田 川 亮 三

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南中津原畑新田線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
員弁郡員弁町大字市之原字中貝戸1927-1番地 先から 員弁郡員弁町大字平古字若生640-1番地先ま で		旧	7.00~25.60	1,153.00
		新	11.10~32.20	1,110.00

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市東坂部町717-1番地先から 四日市市東坂部町711番地先まで		旧	6.60~7.70	85.00
		新	8.00~15.80	85.00

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 嬉野飯高線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡美杉村丹生保1280番地先から 一志郡美杉村丹生保1275-1番地先まで		旧	3.80~5.40	143.00
		新	5.50~22.00	143.00

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一志美杉線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡美杉村下多気字野登瀬1666-1番地先か ら 一志郡美杉村下多気字野登瀬1665-3番地先ま で		旧	3.50~5.80	148.00
		新	8.60~16.80	148.00

第5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 166号
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市六呂木町字南ノ谷399-1番地先から 松阪市六呂木町字北浦178番地先まで		旧	7.40~28.30	941.00
		新	16.20~95.00	866.00

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市柚原町字中村380番1地先から 松阪市柚原町字下沖319番1地先まで		旧	3.60~11.00	829.40
		新	8.80~29.00	826.67

第7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大台大台ヶ原線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡大台町大字佐原字上中通り810番地先か ら 多気郡大台町大字弥起井字大道ノ下311-1番 地先まで		旧	4.20~20.00	1,690.00
		新	8.00~49.00	1,248.76

第8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐原勢和松阪線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡大台町大字佐原字上中通り810番地先か ら 多気郡大台町大字佐原字住来上通1032の2番 地先まで		新	4.80~20.00	246.00

第9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蓮峽線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	飯南郡飯高町大字蓮字家ノ前536番地先から 飯南郡飯高町大字蓮字スバト84番地先まで	旧	3.00~11.00		1,589.50

第10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 古江小片野線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	多気郡勢和村大字朝柄字ドンド2979-5番地先 から 多気郡勢和村大字片野字垣内中1230番地先まで	旧	5.00~27.00		1,125.00
		新	9.60~28.00		1,125.00

第11

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川合大宮線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	多気郡大台町大字菅合字上高野1811番の1地先 から 多気郡大台町大字菅合字小ヶ所1858番地先まで	旧	1.20~2.80		560.80
		旧新	6.40~26.80		538.33

第12

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽松阪線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	伊勢市楠部町字奥乙276-1番地先から 伊勢市楠部町字奥乙278-8番地先まで	旧	34.00~38.50		63.00
		新	25.50~36.00		63.00

第13

- 1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 260号

- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	志摩郡阿児町立神字東畑3152番地の1地先か ら 志摩郡大王町船越字大田1153番地の1地先ま で	旧	6.00~10.00		6,031.00
		旧新	13.00~45.00		4,468.00

第14

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大沼御浜線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	熊野市金山町字奥山2102-32番地内から	旧	4.50~8.50		137.00
	熊野市金山町字奥山2102-32番地内まで	新	6.50~21.50		137.00

三重県告示第622号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成3年12月20日

三重県知事 田川 亮 三

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 一身田豊野久 居線	久居市明神町字西横山1333-2番地先か ら 久居市明神町字風早2285-1番地先まで	平成3年12月20日
県道 平生庄田線	久居市榑原町字長谷8062-2番地先から 久居市榑原町字長谷8066-3番地先まで	平成3年12月20日
一般国道 260号	志摩郡浜島町浜島字貝之脇1654-7番地 先から 志摩郡浜島町浜島字大蓮寺1684-8番地 先まで	平成3年12月20日
県道 浜島阿児線	志摩郡浜島町浜島字貝之脇1649-2番地 先から 志摩郡浜島町浜島字貝之脇1661番地先ま で	平成3年12月20日

三重県告示第623号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図面は、三重県土木部砂防課及び関係県民局土木事務所並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供する。

平成3年12月20日

三重県知事 田川 亮 三

第1

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
成亥貝戸地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）
- 2 区域の所在地
員弁郡藤原町大字川合字成亥貝戸
- 3 区域の土地の表示
員弁郡藤原町大字川合字成亥貝戸68の1の一部、70の1、70の2、71、72の1、72の2及び72の3の土地並びにこれらに隣接する国有地の一部

第2

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
小古曾(2)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
四日市市小古曾6丁目
- 3 区域の土地の表示
四日市市小古曾6丁目1993の1、1994、1995、1995の1、1995の2、2000の4、2000の3、2000の2、2048、2050、2051、2042、2054の一部、2056の11、2056の10及び2056の8の土地並びにこれらに囲まれた土地

第3

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
納所地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
亀山市辺法寺町字納所、明戸及び穴虫
- 3 区域の土地の表示
亀山市辺法寺町字納所1256、1257の1、1257の2、1258、1258の1、1261、1261の1、1264、1268の1及び1269、字穴虫1245、1246、1249の一部及び1252の1、字納所1253の4、字明戸1633の1、1634の1、1626及び1625の1の一部の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第4

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
野口地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
一志郡一志町大字波瀬字野口及び八戸後
- 3 区域の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた土地の区域
一志郡一志町大字波瀬

字野口5051	1号及び2号
” 5048の1	3号
” 5047の1	4号
” 5046	5号
” 5045	6号
” 5053	7号
字八戸後5416	8号

第5

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
中俣地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
一志郡美杉村丹生俣字萩原及び平生
- 3 区域の土地の表示
一志郡美杉村丹生俣字萩原1453の2、1452の1、1451、1455、1450、1449の1、1446、1445の2、1439、1439の1、1443の1、1442、1418の1の一部、1417の1の一部、1420の1の一部、1420の2の一部、1422の5、1422の1、1422の2、1430の2、1429の一部、1433の1、1434の一部、1434の1の一部、1435の一部、1460の一部、1457、1461の一部及び1462、字平生1471の一部、1472の4の一部、1473の1の一部及び1472の2の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

第6

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
阿曾下り地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）
- 2 区域の所在地
度会郡大宮町大字阿曾字片山
- 3 区域の土地の表示
度会郡大宮町大字阿曾字片山220、221の2、222の1の一部、225の2及び225の3の一部の土地並びにこれらに介在する国有地

第7

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
浜島堂ノ端地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
志摩郡浜島町大字浜島字堂ノ端、堂ノ後、那都珂志及び花園
- 3 区域の土地の表示
志摩郡浜島町大字浜島字堂ノ端968の1、968の4、968の2、968の7及び968の21、字堂ノ後969の7、969の6、969の4、969の44、969の3の一部及び969の12、字那都珂志1787の95、1787の91、1787の135、1787の119、1787の99、1787の100、1787の101、1787の102及び1787の103、字花園961の3及び961の2の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

第8

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
三木浦第2地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）
- 2 区域の所在地
尾鷲市三木浦町字白濱地及び奥尾
- 3 区域の土地の表示
尾鷲市三木浦町字白濱地275及び276並びに字奥尾318、319、320、321、321の1、322、322の1、322の2及び326の土地

第9

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
九鬼小名地地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
尾鷲市九鬼町字小名地及び堀口
- 3 区域の土地の表示
イ 尾鷲市九鬼町字小名地13、11、16、18、21、22、25の1、25の2、374の7、374の8、15の1、14の1及び14の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地
ロ 次に掲げる土地に存する標柱1号から3号までを順次結んだ線及び標柱1号と3号をイの区域の東側境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
尾鷲市九鬼町
字小名地374の8 1号
" 451の1 2号
" 13 3号

第10

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
白浦東地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）
- 2 区域の所在地
北牟婁郡海山町大字白浦字東池ノ奥及びび里ノ上
- 3 区域の土地の表示
イ 北牟婁郡海山町大字白浦字東池ノ奥16の10、16の2、16の11、16の17、16の16、16の13の一部、16の7、16の8、12の10、12の9、13の12、13の11、13の10、13の9、13の13、13の8、13の7、13の14、13の1、16の1、16の20、16の19及び16の23、字里ノ上15の4及び15の5の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地
ロ 次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号をイの区域の南側境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北牟婁郡海山町大字白浦
字東池ノ奥13の1 1号
字里ノ上14 2号
" 15の1 3号
" 15の2 4号
" 15の3 5号
" 54 6号
字東池ノ奥16の10 7号

第11

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
中尾地地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
南牟婁郡紀宝町大字高岡字野添及び中道
- 3 区域の土地の表示
南牟婁郡紀宝町大字高岡字野添1001、1003、1030の1、1031、1031の1、1032、1023、1022、1021、1021の1、1024の1、1026の1及び1001の2、字中道1000の1、1000の2、1004、1005の3、998の1の一部、998、997の2、997の1、996及び1000の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び隣接する国有地の一部

第12

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
大栗須地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

南牟婁郡紀和町大字大栗須字上地及び出谷

3 区域の土地の表示

南牟婁郡紀和町大字大栗須字上地271の1、271の2の一部、270の1、269の3、268、269の2、267、266の1、254、251、247の1、241、240の1、227の1の一部、226、220の一部、221の1、222、198、195、194、180、177、164の2、164の3、160、121、118の3、117、115、115の3、116及び104の2、字出谷103、99の7の一部、99の6の一部、102の1、102の2、101、100、277の一部、276の1の一部、276の一部、275の一部及び274の一部の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

三重県告示第624号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定による北勢都市計画下水道の決定並びに同法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定による桑名都市計画下水道、四日市都市計画下水道及び大安都市計画下水道の変更をしたので、同法第20条第2項及び同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成3年12月20日

三重県知事 田川亮三

1 都市計画を変更する土地の区域

北勢沿岸北部流域下水道

都市計画図書において表示する。

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課、桑名市都市開発部都市計画課、多度町企画課、北勢町企画課、員弁町水道課、大安町土木水道課、東員町建設部下水道課及び藤原町企画課

三重県告示第625号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により伊勢都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成3年12月20日

三重県知事 田川亮三

1 都市計画を変更する土地の区域

3・2・2号南勢バイパス

3・3・5号坂社豊浜線

3・4・16号秋葉山高向線

都市計画図書において表示する。

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課、伊勢市建設部都市計画課及び御園村建設課

三重県告示第626号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により名張都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成3年12月20日

三重県知事 田川亮三

1 都市計画を変更する土地の区域

3・4・2号国道368号線

3・4・6号桔梗が丘西田原線

3・5・3号黒田西原町線

都市計画図書において表示する。

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課及び名張市建設部都市計画課

三重県告示第627号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成3年12月20日

三重県知事 田川亮三

1 施行者の名称

菰野町

2 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画下水道事業

菰野第3都市下水路

3 事業施行期間

昭和63年10月18日から

平成10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

- (2) 使用の部分 昭和63年告示第510号及び平成2年告示第193号の事業地のうち菰野町大字菰野字波遠見、字藩内、字常磐野、字門内、字松尾、字杉之本、字桜野及び字地蔵において事業地を変更する。

海調委告示

三重海区漁業調整委員会告示第4号

三重県海域におけるいるか(歯鯨亜目のうちマッコウクジラ科の鯨を除く鯨をいう。以下同じ。)の採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

平成3年12月20日

三重海区漁業調整委員会会長 上野雅孝

1 操業の制限

- (1) 三重県海域において突棒漁業によりいるかを採捕する場合は、三重海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。
- (2) 承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア これまでに三重県海域において操業実績を有する者
 - イ 委員会が特に必要と認めた者
- (3) 承認の対象となる船舶は、20トン未満の漁船とする。

2 操業期間

この漁業の操業期間は、平成4年4月1日から同年6月30日までとする。

3 承認証の携帯及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際委員会が交付した承認証を携帯するとともに、操業旗章を掲揚しなければならない。

4 陸揚港

この漁業の承認を受けた者は、委員会が指定した次の港に陸揚げしなければならない。ただし、暴風雨その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。この場合、陸揚げ後速やかに委員会に報告しなければならない。

陸揚港………尾鷲港

5 漁獲報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、平成4年8月31日までに、別に定める様式により漁獲報告書を委員会に提出しなければならない。この場合において、県外に住所を有する者にあつては、その所在地を管轄する都道府県を経由して提出するものとする。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、いか突棒漁業承認事務取扱要領(別紙)によるものとする。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成4年1月1日から同年12月31日までとする。

(別紙)

いか突棒漁業承認事務取扱要領

1 承認の申請

いか突棒漁業の操業の承認(以下「漁業の承認」という。)を受けようとする者は、使用する船舶ごとに、いか突棒漁業操業承認申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて三重海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

この場合において、県外に住所を有する者は、その所在地を管轄する都道府県において一括取りまとめのうえ、いか突棒漁業操業承認申請総括表(第2号様式)と知事の副申を添えて提出しなければならない。

- (1) 所属漁業協同組合長の副申書(県内のみ)
- (2) 漁船原簿謄本

2 申請書の提出期間

平成4年2月1日から同年2月29日までとする。

ただし、委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

3 承認証の交付

承認した場合は、承認証(第3号様式)を次によって交付する。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、所属漁業協同組合を経由して交付する。
- (2) 県外に住所を有する者にあつては、その所在地を管轄する都道府県を経由して交付する。

4 承認証の書換え交付

漁業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかにいか突棒漁業操業承認証書換え交付申請書(第4号様式)を委員会に提出し承認証の書換え交付を受けるものとする。

5 承認証の再交付

漁業の承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかにいか突棒漁業操業承認証再交付申請書(第5号様式)を委員会に提出し承認証の再交付を受けるものとする。

6 漁獲報告書の提出

委員会指示の5に規定する、いるか突棒漁業漁獲報告書の様式は、第6号様式のとおりとする。

7 承認旗章の掲揚

漁業の承認を受けた者は、いるか突棒漁業の操業中は、承認旗章（第7号様式）を掲げなければならない。

第1号様式

いるか突棒漁業操業承認申請書

年 月 日

三重海区漁業調整委員会会長 様

住所

氏名

印

いるか突棒漁業の操業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 船 名 丸
- 2 漁船登録番号
- 3 総 ト ン 数 トン
- 4 推進機関の種類及び馬力数 馬力
- 5 操 業 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 操 業 区 域 三重県沖合海域
- 7 根 拠 地
- 8 所属漁業協同組合名 漁業協同組合
- 9 船 舶 所 有 者 住所
氏名

第2号様式

いるか突棒漁業操業承認申請総括表

県(県外船)

No.	住 所	氏 名	船 名	総トン数	備考
			漁船登録番号	機関種類 馬力数	

第3号様式

みえいるか第 号

いるか突棒漁業操業承認証

三重海区漁業調整委員会指示(平成3年三重海区漁業調整委員会告示第4号)の1に基づき、下記のとおり承認します。

住所
氏名

- 1 船 名 丸
- 2 漁船登録番号
- 3 総 ト ン 数 トン
- 4 推進機関の種類及び馬力数 馬力
- 5 操 業 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 操 業 区 域 三重県沖合海域
- 7 根 拠 地
- 8 指定水揚港 港
- 9 所属漁業協同組合名 漁業協同組合
- 10 船舶所有者 住所
氏名

年 月 日

三重海区漁業調整委員会

会長

印

第4号様式

いるか突棒漁業操業承認証書換え交付申請書

年 月 日

三重海区漁業調整委員会会長 様

住所

氏名

印

さきに交付を受けた承認証の記載事項に下記のとおり変更を生じたので書換え交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 変更事項

変 更 前	変 更 後

- 4 変更しようとする理由

第5号様式

いるか突棒漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

三重海区漁業調整委員会会長 様

住所

氏名

印

下記のとおり承認証を亡失(き損)したので再交付の申請をします。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 亡失(き損)の理由

様式第 6 号

いるか突棒漁業漁獲報告書

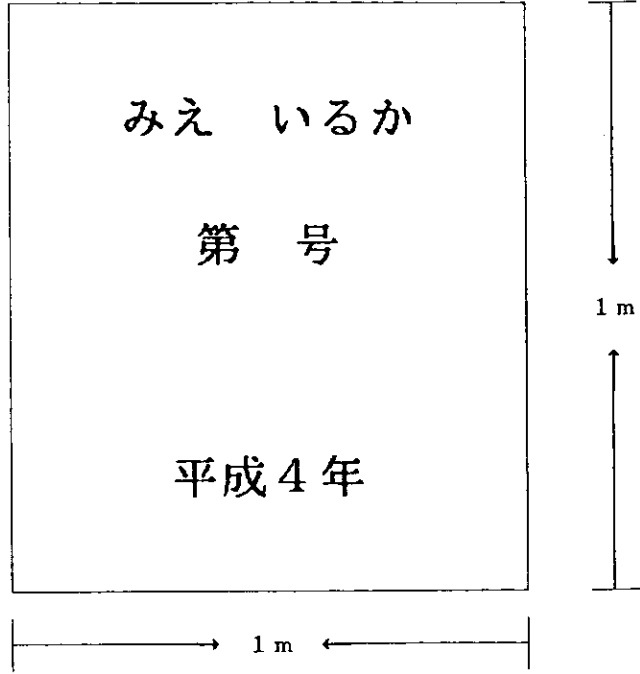
船名： _____ 丸 (_____ トン) 所有者： _____ 主機関馬力： _____ 乗組員： _____ 名

所属漁協： _____ 記録責任者： _____

月	日	捕獲 (採 査) 情 報			捕 獲 組 成		備 考				
		出・体漁	開始時刻	終了時刻	漁場	種 類	頭 数	出港地	出港時刻	入港地	入港時刻
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:
		出・体	:	:				:	:	:	:

1 9 年 (平 成 年) _____ 丸 _____ 月

第 7 号様式



備 考

- 1 文字及び数字は黒色とし、下地は白色とする。
- 2 文字の大きさは 10 センチメートル以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。

公 告

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成3年4月1日から平成3年9月30日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成3年12月20日

三重県知事 田 川 亮 三

水道事業

1 事業の概況

中勢水道用水供給事業は、津市、久居市並びに一志郡嬉野町、一志町、白山町及び三雲町に対し、1日最大給水量8万1,416立方メートルを給水している。

北勢水道用水供給事業は、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡長島町及び木曾岬町並びに三重郡朝日町、川越町及び楠町に対し、1日最大給水量8万300立方メートルを給水している。また、昭和63年度から四日市市、鈴鹿市並びに三重郡菰野町の2市1町を給水区域とし、1日最大計画給水量5万1,000立方メートル、専用事業費130億円で拡張事業に着手し、現在施工中であり、平成3年4月から一部給水を開始し、1日最大給水量2万5,500立方メートルを給水している。

南勢志摩水道用水供給事業（南勢系）は、松阪市並びに伊勢市を中心とする南勢地域の3市7町1村を給水区域とし、1日最大計画給水量12万5,150立方メートル、総事業費700億円で昭和50年度から建設に着手し、現在、施工中である。また、伊勢市、松阪市、鳥羽市、飯南郡飯南町、多気郡多気町、明和町及び勢和村並びに度会郡二見町、小俣町、度会町及び玉城町に対し、1日最大給水量8万6,900立方メートルを給水している。

南勢志摩水道用水供給事業（志摩系）は、志摩郡5町に対し、1日最大給水量3万1,000立方メートルを給水している。また、平成元年度から、1日最大計画給水量1万立方メートル、専用事業費50億円で拡張事業に着手し、現在施工中である。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおりである。

3 決算の状況

平成2年度の決算の状況は、平成2年度三重県水道事業決算書（別表3）のとおりである。

別表1

損 益 計 算 書

平成3年4月1日から
平成3年9月30日まで

(単位 円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	2,026,698,834	営業収益	3,357,172,739
原水及び浄水費	507,162,240	給水収益	3,356,825,575
配水費	185,718,309	その他営業収益	347,164
業務費	261,981,316		
総係費	147,436,469		
減価償却費	894,386,500		
資産減耗費	30,014,000		
営業外費用	2,143,620,786	営業外収益	801,022,546
支払利息及び企業債取扱諸費	2,141,419,899	受取利息	241,899,960
受託工事費	2,200,887	他会計補助金	556,304,500
		受託工事収益	2,181,000
		雑収益	637,086
		当期収益合計	4,158,195,285
		当期純損失	12,124,335
合 計	4,170,319,620	合 計	4,170,319,620

別表2

貸借対照表

平成3年9月30日

(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	125,523,535,081	固定負債	29,931,971,983
有形固定資産	80,566,301,851	引当金	1,262,801,741
無形固定資産	42,617,175,776	その他固定負債	28,669,170,242
投資	2,340,057,454	流動負債	773,603,320
流動資産	1,276,813,025	一時借入金	272,884,654
未収金	1,124,445,606	前受金	97,592,000
貯蔵品	77,490,772	未払金	292,389,550
前払金	1,195,240	その他流動負債	110,737,116
その他流動資産	73,681,407	負債合計	30,705,575,303
		資本金	66,732,738,774
		自己資本金	10,694,202,000
		借入資本金	56,038,536,774
		剰余金	29,362,034,029
		資本剰余金	29,173,595,302
		利益剰余金 (うち当期純損失)	188,438,727 (12,124,335)
		資本合計	96,094,772,803
資産合計	126,800,348,106	負債・資本合計	126,800,348,106

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 9,307,558,703円

別表3

平成2年度 三重県水道事業決算書

(1) 収益的收入及び支出

収入

区 分	予 算 額	決 算 額	予 算 額 比 予 算 額 に 比 べ て の 増 減	備 考
第1款 水道事業収益	5,670,768,000	5,723,524,549	52,756,549	
第1項 営業収益	4,864,754,000	4,852,680,805	△12,073,195	(うち、仮受消費税141,339,957円)
第2項 営業外収益	804,322,000	869,138,584	64,816,584	("
第3項 特別利益	1,692,000	1,705,160	13,160	("

支出

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額	備 考
第1款 水道事業費用	5,422,522,000	5,347,381,849	75,140,151	
第1項 営業費用	3,321,531,000	3,263,306,993	58,224,007	(うち、仮払消費税28,940,769円)
第2項 営業外費用	2,099,991,000	2,084,074,856	15,916,144	("
第3項 予備費	1,000,000	0	1,000,000	("

別表1

損益計算書

平成3年4月1日から
平成3年9月30日まで

(単位 円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	2,097,774,065	営業収益	3,400,773,098
原水及び浄水費	824,141,837	給水収益	3,218,239,595
配水費	104,260,766	その他営業収益	182,533,503
業務費	190,074,766		
総係費	159,281,696		
減価償却費	819,703,000		
資産減耗費	312,000		
営業外費用	1,308,291,400	営業外収益	298,245,651
支払利息及び企業債取扱諸費	1,204,973,352	受取利息	192,890,582
雑支出	103,318,048	雑収益	105,355,069
当期費用合計	3,406,065,465		
当期純利益	292,953,284		
合計	3,699,018,749	合計	3,699,018,749

別表2

貸借対照表

平成3年9月30日

(単位 円)

科目	金額	科目	金額
固定資産	80,507,391,450	固定負債	20,683,486,188
有形固定資産	53,316,379,452	引当金	1,736,844,870
無形固定資産	24,804,536,430	その他固定負債	18,946,641,318
投資	2,386,475,568	流動負債	356,110,092
流動資産	1,267,840,302	未払金	183,659,801
現金預金	617,588,318	前受金	54,172,570
未収金	558,532,397	その他流動負債	118,277,721
貯蔵品	30,293,571	負債合計	21,039,596,280
前払費用	153,374	資本金	34,412,203,533
前払金	1,829,809	自己資本金	7,726,920,663
その他流動資産	59,442,833	借入資本金	26,685,282,870
		剰余金	26,323,431,939
		資本剰余金	25,264,273,916
		利益剰余金 (うち当期純利益)	1,059,158,023 (292,953,284)
		資本合計	60,735,635,472
資産合計	81,775,231,752	負債・資本合計	81,775,231,752

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 15,162,742,090円

別表3

平成2年度 三重県工業用水道事業決算書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区	分	子	算	額	決	算	額	予	算	額	に	比	べ	備	(単位 円)
											増	減			考
											予	決	算		
第1款	工業用水道事業収益		7,745,733,000			7,760,483,240		7,760,483,240			14,750,240				
第1項	営業収益		7,203,810,000			7,207,778,824		7,207,778,824			3,968,824				(うち、仮受消費税203,179,892円)
第2項	営業外収益		540,336,000			551,116,456		551,116,456			10,780,456				(")
第3項	特別利益		1,587,000			1,587,960		1,587,960			960				13,674円)

支出

区	分	子	算	額	決	算	額	予	算	額	に	比	べ	備	(単位 円)
											増	減			考
											予	決	算		
第1款	工業用水道事業費用		7,078,019,000			7,004,577,214		7,004,577,214			73,441,786				
第1項	営業費用		4,321,430,000			4,289,001,566		4,289,001,566			52,428,434				(うち、仮払消費税81,145,514円)
第2項	営業外費用		2,754,589,000			2,735,575,648		2,735,575,648			19,013,352				
第3項	予備費		2,000,000			2,000,000		2,000,000			0				2,000,000

(2) 資本的収入及び支出

収入

区	分	子	算	額	決	算	額	予	算	額	に	比	べ	備	(単位 円)
											増	減			考
											予	決	算		
第1款	資本的収入		4,052,143,000			4,056,144,326		4,056,144,326			4,001,326				
第1項	企業補助金		1,336,000,000			1,336,000,000		1,336,000,000			0				
第2項	出資		1,047,400,000			1,047,400,000		1,047,400,000			0				
第3項	借入金		546,412,000			546,412,000		546,412,000			0				
第4項	固定資産売却代金		805,413,000			805,411,451		805,411,451			△1,549				
第5項	雑収入		4,000			5,665		5,665			1,665				(うち、仮受消費税 165円)
第6項	工事負担金		313,414,000			317,414,240		317,414,240			4,000,240				(")
第7項			3,500,000			3,500,970		3,500,970			970				101,970円)

支出

区	分	子	算	額	決	算	額	現	年	度	超	額	不	用	額	備	(単位 円)
																	考
第1款	資本的支出		6,150,485,586		5,841,387,012	287,842,291		287,842,291			21,256,283						
第1項	建設改良費		3,584,150,586		3,275,052,896	287,842,291		287,842,291			21,255,399						(うち、仮払消費税50,084,005円)
第2項	債権還付		2,066,335,000		2,066,334,116	0		0			884						(")
第3項	投資		500,000,000		500,000,000	0		0			0						6,170,546円)

電気事業

1 事業の概況

長、宮川第一、宮川第二、宮川第三、三瀬谷、青蓮寺、大和谷及び蓮の8発電所（最大出力9万1,200kW）の上半期供給電力量は、目標電力量2億1,396万1,000kWhに対し、2億1,700万5,407kWhの実績となった。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおりである。

3 決算の状況

平成2年度決算の状況は、平成2年度三重県電気事業決算書（別表3）のとおりである。

別表1

損益計算書

平成3年4月1日から
平成3年9月30日まで

(単位 円)

費		用		収		益	
科	目	金	額	科	目	金	額
営業費用		1,067,172,803		営業収益		1,652,348,629	
宮川第一水力発電費		73,588,781		電力料		1,648,041,348	
宮川第二水力発電費		194,857,633		その他営業収益		4,307,281	
宮川第三水力発電費		62,094,031					
長水力発電費		19,661,654					
三瀬谷水力発電費		192,174,943					
大杉貯水池費		78,795,821					
青蓮寺水力発電費		13,043,075					
大和谷水力発電費		133,314,350					
蓮水力発電費		49,584,556					
一般管理費		250,057,959					
財務費用		353,513,410		財務収益		176,733,386	
支払利息及び企業債取扱諸費		353,513,410		受取利息		176,733,386	
営業外費用		13,480		営業外収益		38,952	
雑支出		13,480		雑収益		38,952	
当期費用合計		1,420,699,693					
当期純利益		408,421,274					
合計		1,829,120,967		合計		1,829,120,967	

別表2

貸借対照表

平成3年9月30日

(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	15,595,879,881	固定負債	204,171,886
有形固定資産	13,486,054,311	引当金	204,171,886
無形固定資産	850,808,370	流動負債	822,931,742
投資	1,259,017,200	未払金	599,256,693
流動資産	2,836,609,457	未払費用	183,098,198
現金預金	2,528,596,143	その他流動負債	40,576,851
未収金	299,663,486	負債合計	1,027,103,628
貯蔵品	900,967	資本金	14,494,190,957
前払金	864,204	自己資本金	4,731,078,000
その他流動資産	6,584,657	借入資本金	9,763,112,957
		剰余金	2,911,194,753
		資本剰余金	885,630,298
		利益剰余金 (うち当期純利益)	2,025,564,455 (408,421,274)
		資本合計	17,405,385,710
資産合計	18,432,489,338	負債・資本合計	18,432,489,338

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 10,096,495,593円

平成2年度 三重県電気事業決算書

(1) 収益的収入及び支出

区 分	予 算 額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考	
				備	考
第1款 電気事業収益	3,276,090,000	3,333,319,660	56,629,660		
第1項 営業収益	2,970,886,000	3,006,540,924	35,654,924		(うち、仮受消費税86,972,581円)
第2項 財務収益	305,768,000	326,440,061	20,672,061		
第3項 管業外収益	36,000	338,675	302,675		(うち、仮受消費税 4,036円)

支 出

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額	備 考	
				備	考
第1款 電気事業費用	2,724,783,000	2,673,305,201	51,477,799		
第1項 営業費用	1,936,884,000	1,892,405,039	44,478,961		(うち、仮払消費税14,059,487円)
第2項 財務費用	719,047,000	719,044,968	2,032		
第3項 管業外費用	66,852,000	61,855,194	4,996,806		
第4項 管業外費用	2,000,000	0	2,000,000		

別表3

(2) 資本的収入及び支出
収入

区	分	予	算	額	決	算	額	算	額	予	(単位 円)	
											算	額
第1款	資本的収入	198,002,000	165,006,180							△32,995,820		
第1項	企業債	198,000,000	165,000,000							△33,000,000		
第2項	固定資産売却代金	2,000	6,180							4,180		(うち、仮受消費税 180円)

支出

区	分	予	算	額	決	算	額	習	得	年	度	額	不	用	(単位 円)	
															額	額
第1款	資本的支出	1,179,163,000	1,102,002,622					70,598,880		6,561,498						
第1項	建設費	515,123,000	440,690,423					70,598,880		3,833,697						(うち、仮払消費税10,596,066円)
第2項	建設費	36,000,000	33,272,250					0		2,727,750						("
第3項	債還	403,690,000	403,689,949					0		51						969,094円)
第4項	債投	224,350,000	224,350,000					0		0						

平成3年第2回三重県財政状況を別冊のとおり公表する。

平成3年12月20日

三重県知事 田川亮三

「別冊」は、省略し、三重県総務部財政課及び各県民局総務調整室に備え置いて、一般の縦覧に供する。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成3年4月1日から同年9月30日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成3年12月20日

三重県知事 田川亮三

1 事業の概況

三重県病院事業は、総合塩浜病院、高茶屋病院、一志病院及び志摩病院の4病院を運営し、県民の健康保持と医療水準の向上に努めている。

平成3年度の業務予定量に対する同年9月30日現在の実績は、次のとおりである。

	年間業務予定量	9月末実績
(1) 病床数		
一般病床	1,326床	1,326床
精神病床	714床	714床
精神病床	594床	594床
伝染病床	18床	18床
(2) 年間患者数		
入院	411,384人	206,868人
外来	413,168人	211,321人
(3) 1日平均患者数		
入院	1,124人	1,130人
外来	1,396人	1,400人
(4) 器械備品の購入	226,497千円	116,028千円

器械備品に関しては、医療用レーザー装置、電子内視鏡、白内障手術装置などの医療機器を導入し、医療機能の充実に努めている。

2 経理の状況

平成3年4月1日から平成3年9月30日までの経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおりである。

別表1

三重県病院事業
損益計算書

平成3年4月1日から

平成3年9月30日まで

(単位 円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
医療費用	5,626,643,430	医療収益	4,839,117,999
給与費	3,177,690,903	入院収益	3,111,433,334
材料費	1,615,737,120	外来収益	1,659,101,572
経費	537,996,369	その他医療収益	68,583,093
減価償却費	285,387,530		
資産減耗費	1,632,579		
研究研修費	8,198,929		
医療外費用	265,511,750	医療外収益	769,841,479
支払利息及び企業債取扱諸費	200,030,522	受取利息配当金	51,976,181
患者外給食材料費	619,018	他会計補助金	400,000,000
雑損失	64,862,210	負担金	300,000,000
		その他医療外収益	17,865,298
		収益合計	5,608,959,478
		当年度純損失	283,195,702
合計	5,892,155,180	合計	5,892,155,180

別表2

三重県病院事業
貸借対照表

平成3年9月30日現在

(単位 円)

資産	金額	負債及び資本	金額
固定資産	11,621,529,342	固定負債	3,361,655,000
有形固定資産	11,618,626,565	他会計借入金	3,361,655,000
土地	382,015,203	流動負債	1,006,196,733
建築物	6,903,267,768	一時借入金	200,000,000
構築物	570,830,804	未払金	768,499,108
器械備品	1,050,830,503	未払消費税	965,000
車両	3,695,763	その他流動負債	36,732,625
放射性同位元素	740,075	負債合計	4,367,851,733
建設仮勘定	2,707,246,449	資本金	10,702,011,343
無形固定資産	2,424,457	自己資本金	556,955,147
電話加入権	2,346,689	借入資本金	10,145,056,196
その他無形固定資産	77,768	企業債	8,332,114,101
投資	478,320	他会計借入金	1,812,942,095
投資有価証券	478,320	剰余金	△1,163,446,292
流動資産	2,236,277,792	資本剰余金	6,031,685,271
現金預金	720,433,783	受贈財産評価額	40,152,447
未収金	1,429,374,613	補助金	3,491,281,824
貯蔵品	82,084,057	負担金	2,478,355,000
前払金	1,385,339	その他資本剰余金	21,896,000
その他流動資産	3,000,000	欠損金	7,195,131,563
繰延勘定	48,609,650	繰越欠損金前年度末残高	6,911,935,861
控除対象外消費税	48,609,650	当年度純損失	283,195,702
		資本合計	9,538,565,051
資産合計	13,906,416,784	負債及び資本合計	13,906,416,784

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 3,927,347,431円

3 平成2年度決算の状況

収益的収入及び支出については、総収益114億4,206万5,390円、総費用119億5,656万9,864円となり差引5億1,450万4,474円の純損失が生じた。

資本的収入及び支出については、資本的収入36億4,498万1,328円、資本的支出34億7,455万6,257円であるが、資本的収入には翌年度繰越財源充当額3億2,140万5,000円が含まれており、これを除くと差引1億5,097万9,929円の不足を生じた。

この不足額は、繰越工事資金8,242万5,000円と当年度分消費税資本的収支調整額124万6,783円と過年度分損益勘定留保資金6,730万8,146円で補てんした。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、小田沖土地改良区（一志郡美杉村下多気256）の解散を平成3年12月11日認可した。

平成3年12月20日

三重県知事 田川亮三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、大台町営土地改良事業（県単土地基盤整備事業（農村基盤総合整備事業）上菅地区）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年12月20日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

平成3年12月20日から平成4年1月9日まで

3 縦覧の場所

大台町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第53条の4第2項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、津市（高野尾地区）の変更換地計画認可申請は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年12月20日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

変更換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成3年12月20日から平成4年1月17日まで

3 縦覧の場所

津市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営は場整備事業合川下ノ庄地区第4換地区の換地計画を定めた。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年12月20日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成3年12月20日から平成4年1月17日まで

3 縦覧の場所

鈴鹿市役所

シートベルト いつも乗るたび 乗せるたび

毎週火、金曜日発行

購読料(送料共) 1箇月 2,260円

1箇年 27,120円

平成3年12月20日印刷発行

津市広明町13番地

三重県

印刷 三重県総務部学事文書課

三重県公報 第305号 平成3年12月20日発行

